

ネットワークを利用した社会経済活動の一層の促進のために

1 電子署名・認証の普及促進

(1) 電子署名及び認証業務に関する法律の施行

電子署名の円滑な利用環境を確保することにより、電子商取引等のネットワークを利用した社会経済活動の一層の促進を図るため、平成13年4月に「電子署名及び認証業務に関する法律」が施行された(図表)。同法では、本人が行った電子署名が付された電子文書等について手書き署名や押印が付された紙文書と同様の法的効力を認めるとともに、特定認証業務(省令で定める基準に適合する電子署名について行われる認証業務)に関し、業務に用いる設備や利用者の真偽の確認方法等の業務の実施方法が一定の水準を満たすものについての国による任意的認定制度を導入している。平成16年度末現在、19件の特定認証業務が認定を受けている。

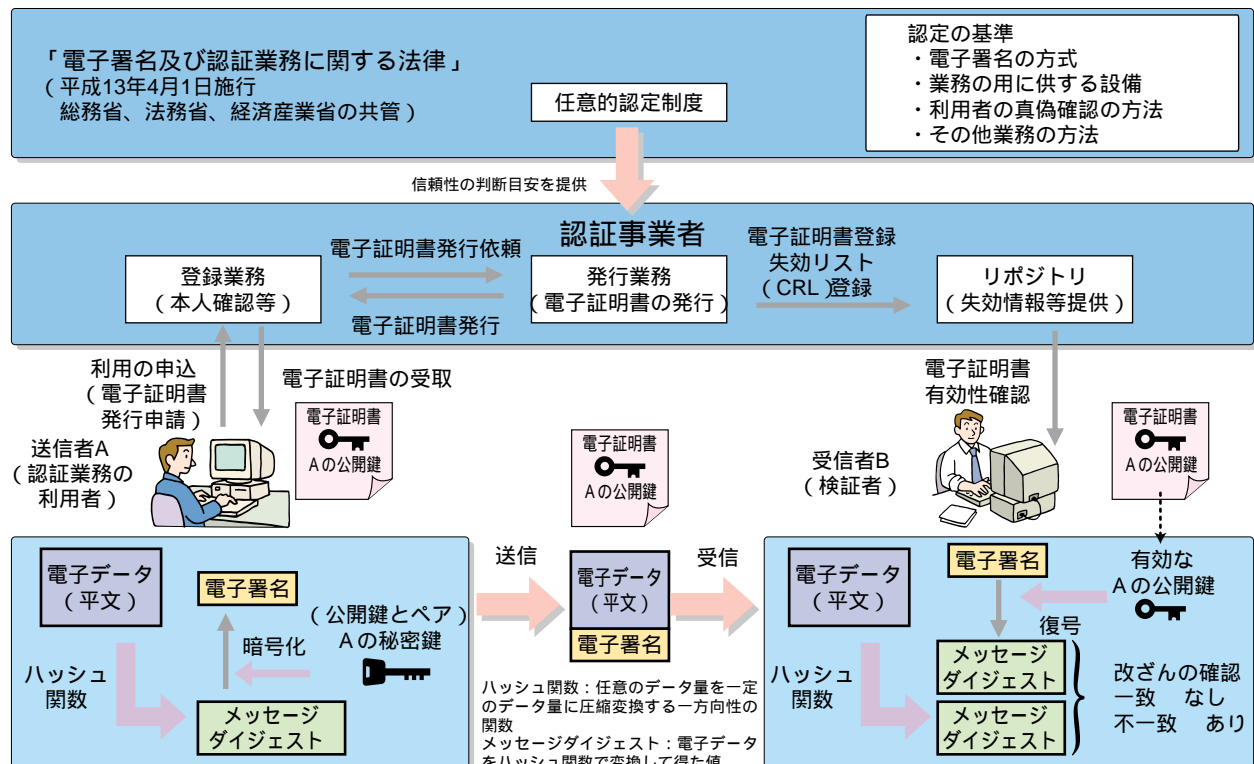
また、電子署名や認証業務に対する国民の理解を深めるため、広報活動等を通じた普及啓発活動を行うと

ともに、国境を越えた電子商取引を促進するため、諸外国との国際協調にも積極的に取り組んでいる。

(2) 高度ネットワーク認証基盤に関する研究開発

誰もが電子証明書を利用した厳格な認証機能を手軽に利用することが可能となり、ネットワークサービスを安心して提供・利用できるようにするため、総務省では、「高度ネットワーク認証基盤に関する研究開発」を平成16年度から実施している。従来の電子証明書を利用した通信では、電子証明書を受け取った側が自らその検証を行う必要があるが、本研究開発では、電子証明書の検証を行う機能をネットワーク自体に具備させることにより、誰もが簡単に利用できる高度な本人確認機能を有するネットワーク基盤の構築を目指している。また、民間における取組も活発になっており、平成15年12月に安心・安全インターネット推進協議会が設立された。

図表 電子署名及び認証業務に関する法律の概要



2 タイムビジネスの利用促進

近年、電子商取引等の様々な分野において流通し又は保存される電子データに対して、一層の信頼を与えるため、時刻配信（ネット上で正確な時刻情報を配信）と時刻認証（電子データに付与したタイムスタンプの有効性を証明することにより電子データの存在した時刻とその時刻以降の非改ざんを証明）に関する業務であるタイムビジネスの重要性が益々高まってきた。総務省では、民間事業者が行うタイムビジネスを国民が安心して利用できるよう「タイムビジネスに係る指針」を平成16年11月に策定・公表するなどタイムビジネスの利用促進に積極的に取り組んでいる（図表）。

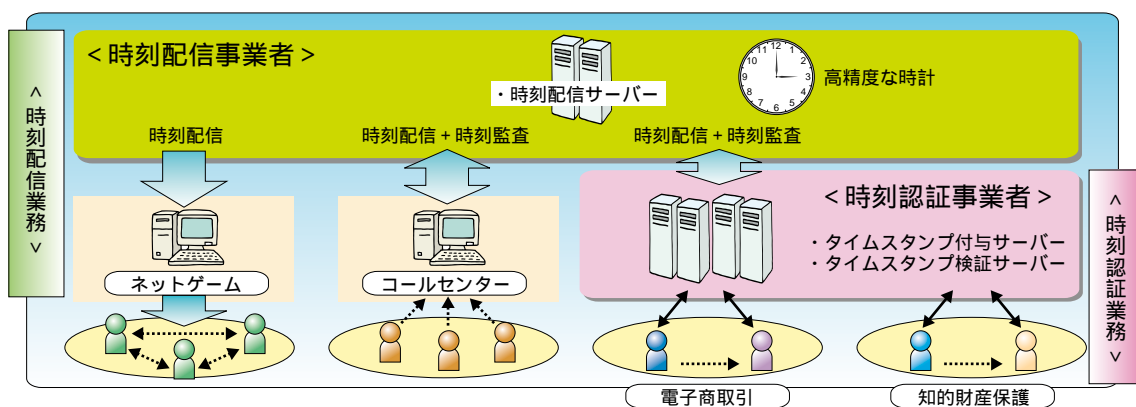
また、同指針を受け、（財）日本データ通信協会では、一定の基準を満たすタイムビジネスに対し認定を与えることで信頼性の目安を提供する「タイムビジネス信頼・安心認定制度」を平成17年2月に開始した。同制度に基づき、平成16年度末現在、2件の時刻配信業務及び2件の時刻認証業務が認定を受けているところであり、今後、タイムビジネスの利用促進が期待される。

3 法令により保存が義務付けられた文書の電子化 法令により民間事業者等に対して義務付けられている

た紙での文書保存が、民間の経営活動や業務運営の効率化を阻害する要因となっていた。このため、e-Japan戦略 加速化パッケージ（平成16年2月IT戦略本部決定）において、民間における文書・帳簿の電子的な保存を、その内容・性格に応じた真実性・可視性を確保しつつ、原則として容認する統一的な法律を制定することとされ、これを受け、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」及び「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（e-文書法）が平成16年11月に成立し、平成17年4月から施行された。

e-文書法の成立により可能となった、国税関係書類及び地方税関係書類並びに医療分野における関係文書等に係る電子保存の場合には、一定の要件を満たす措置（電子データに対する電子署名とタイムスタンプの付与）を行うことが必要となる。このとき、電子署名に係る電子証明書は電子署名法に基づき主務大臣によって認定された特定認証業務で発行されたものに、タイムスタンプは（財）日本データ通信協会が認定した時刻認証業務で提供されたものに限定され、信頼される電子署名やタイムスタンプの付与が求められている。

図表 タイムビジネスのイメージ



情報通信ベンチャーと他の企業との連携、情報通信ベンチャーからの政府調達拡大等の促進

1 情報通信ベンチャー支援施策の展開

我が国の産業が継続して発展し、経済が活性化していくためには、新規事業の創出が重要とされている。他方、創業後間もない情報通信ベンチャーは、事業実績が乏しい、技術的評価が確立されていない、物的担保や信用力が不足しているなどの状況にあり、資金調達、人材確保、販路開拓等が難しく、優れた技術が新規事業化に結びつきにくいなどの課題を抱えている場合が多い。こうした状況を踏まえ、総務省では、関係省庁と連携しつつ、資金供給、人材・ノウハウ等の面において、情報通信ベンチャーの創業・成長を促進するための支援措置を講じている。

2 情報通信ベンチャーと他の企業との連携の促進

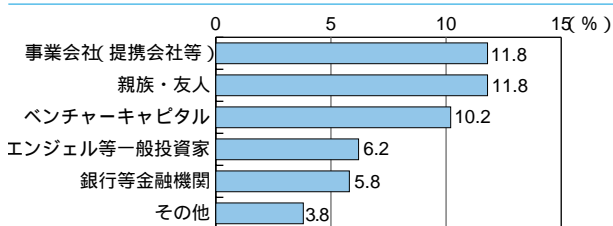
情報通信ベンチャーが資金調達や販路開拓を円滑に進めるためには、ベンチャーキャピタルや事業会社との連携が重要となっていることを踏まえ、総務省では、

平成17年以降の新たな取組として、これらの企業間の交流・連携を一層促進すること等を目的とした措置を講じている（図表～）。

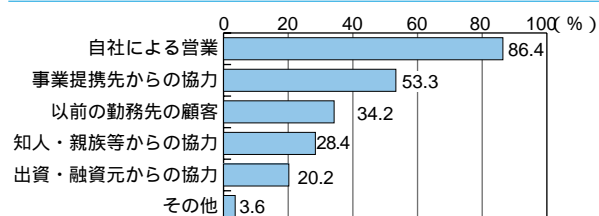
3 情報通信ベンチャーからの政府調達の拡大

情報通信ベンチャーにとって、自らの提供するサービスが公的機関によって調達され、正常に稼働しているという実績は、その情報通信ベンチャーの社会的認知・信用を高める上で極めて重要である。このため、総務省では、関係省庁と連携しつつ、技術力の高いベンチャー企業からの政府調達の拡大を図ることを目的として、「ベンチャー企業からのIT関連政府調達の拡大方策について」（平成16年3月IT関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、競争参加資格に係る「予定価格の範囲」の運用弾力化、再委託に係る発注者側の承諾の運用基準の明確化等を検討している。

図表 情報通信ベンチャーの出資・投資による資金調達希望先

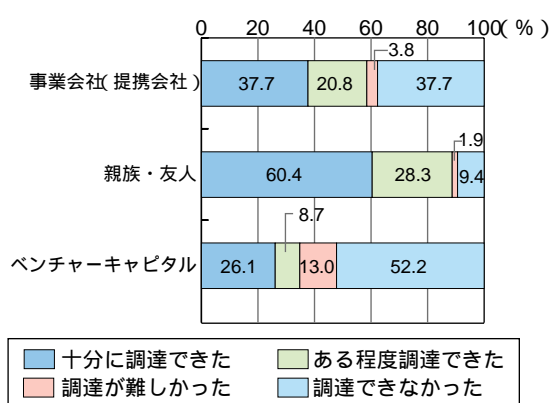


図表 情報通信ベンチャーの販路開拓希望動向（複数回答）



図表～ 総務省「ITベンチャーの課題と支援策に関する調査研究（平成16年6月～7月アンケート調査）」により作成

図表 情報通信ベンチャーの出資・投資による資金調達希望先別調達結果



図表 総務省の企業間の交流・連携等のための新たな施策概要

地域における交流イベントの充実	独立行政法人情報通信研究機構において情報通信ベンチャーによるビジネスプラン発表会や企業経営に関するセミナー等を東京以外の地域にも拡大して開催
情報通信ベンチャーに関する情報提供の充実	独立行政法人情報通信研究機構において情報通信ベンチャーの決算状況、事業概要、政府調達実績、公的機関からの助成金交付実績等のデータベースを一般に公開 (URL : http://www.venture.nict.go.jp/directory)